別紙５

高知県新型コロナウイルス感染症患者受入促進交付金事業に関する証明書

　高知県新型コロナウイルス感染症患者受入促進交付金の交付申請（変更承認申請・概算払請求・実績報告）における所要額調書記載の申請患者については、同交付金要綱の別表第２に定める、対象項目別の交付基準を満たしていることを証明します。

また、申請患者の交付基準の確認及び確認資料の取扱いについては、下記の内容を遵守するとともに、申請内容と事実が相違することが判明した場合は、交付金の交付が受けられないこと、交付決定が取り消されることになっても異議はありません。

記

　１．高知県新型コロナウイルス感染症患者受入促進交付金における申請患者の交付基準の確認については、資料等により書面で行うこととし、確認資料については、事業者において、申請の翌年度から起算して5年間保管すること。

　２．上記の確認資料等の申請患者の個人情報の取扱いについては、高知県新型コロナウイルス感染症患者受入促進交付金要綱における別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

　３．高知県新型コロナウイルス感染症患者受入促進交付金要綱第11条に定める検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　令和　年　月　日

高知県知事　様

交付事業者

住　　所

名　　称

生年月日